

多気町障がい者福祉プラン

第3次多気町障がい者福祉計画

【令和3年度～令和8年度】

令和3年3月

多 気 町

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	1
3.	計画の期間	2
4.	計画の策定体制	2
5.	障がい者の定義	2
6.	障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き	3
第2章	障がい者の状況	5
1.	人口の状況	5
2.	障がい者の状況	7
3.	アンケート調査結果の概要	10
第3章	基本理念と基本目標	23
1.	計画の基本理念	23
2.	計画の基本目標	24
第4章	施策の展開	26
1.	障がいに対する理解促進と権利擁護	26
2.	自立した生活・意思決定の支援	29
3.	教育・保育環境の充実	34
4.	就労・雇用、経済的自立への支援	36
5.	母子保健・健康づくりの充実	40
6.	社会参加の促進と安心して暮らせる環境づくり	43
第5章	計画の推進に向けて	48
1.	地域での支援体制の整備	48
2.	全庁的な推進体制の整備	48
3.	新しい生活様式の実践	48
4.	計画の点検及び評価	48
資料編		49
1.	計画策定について	49
2.	用語解説	50

※「障がい」の表記について

本計画では法律・制度、事業名等を除いて、「害」の字を「がい」とひらがなで表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に障害者基本法に基づく「(第2次)多気町障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「多気町障がい福祉計画(第4期計画)」を一体とした「多気町障がい者福祉計画」を策定し、また、平成30年3月には「第5期多気町障がい福祉計画」と、児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を一体で策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この間、国における施策は、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行等の大きな動きがあったほか、政府において平成30年3月30日に障害者基本計画(第4次)が閣議決定され、今後5年間における障がい者施策のあり方が示されています。

国の計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」が掲げられており、障がい者自身による意思決定や社会参加についてより重きがおかれるようになっています。

近年、障がい者を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、障がい者本人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などとあいまって、障がい者施策へのニーズも多様化しています。また、障がい者を取り巻く地域社会は、少子高齢化・人口減少、厳しい経済・雇用情勢、新型コロナウイルス感染症の影響など、多くの課題に直面しています。

こうした情勢を踏まえるとともに、障がいの有無に関わらず、すべての住民の権利が守られ、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指すため、「第3次多気町障がい者福祉計画」(以下「本計画」)を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

本計画の個別計画である障がい福祉計画・障がい児福祉計画と連動するとともに、地域福祉計画や介護保険事業計画等の関連計画との整合性や調和に配慮して策定するものです。

さらに、計画の策定及び推進にあたっては、国及び県の計画等の方向性を踏まえて策定するものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度の6年間とします。なお、社会経済情勢の変化や国の基本指針等に基づき、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次多気町障がい者福祉計画					
第6期多気町障がい福祉計画			次期多気町障がい福祉計画		
第2期多気町障がい児福祉計画			次期多気町障がい児福祉計画		

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、関係機関や障がい者団体などの住民の代表で構成される「障がい者自立支援協議会」において計画の内容を検討しました。

また、障がい者福祉施策に関するニーズを把握するため、町内の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

5. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められる身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

6. 障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き

わが国の障がい福祉制度は、平成 15 年の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障がい者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成 18 年には、それまで身体・知的・精神の障がい種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障がい者の範囲の見直し等が行われ、平成 25 年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成 24 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）」が、平成 28 年 4 月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障がい者の権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28 年には「発達障害者支援法」の改正法施行により、発達障がい者の支援の一層の充実が掲げられました。平成 30 年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障がい者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30 年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」）」の施行、直近では令和 2 年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など障がい福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き

年	内 容
平成18年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を採択
平成19年	障害者権利条約に署名（平成19年9月28日）
平成21年	障害者制度改革推進会議
平成23年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月1日）
平成26年	障害者権利条約の批准（平成26年1月20日）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28年	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 改正障害者雇用促進法施行（平成28年4月1日） 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（平成30年6月13日） 障害者基本計画（第4次計画）
令和元年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 （令和元年6月28日）
令和2年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 （令和2年6月19日）

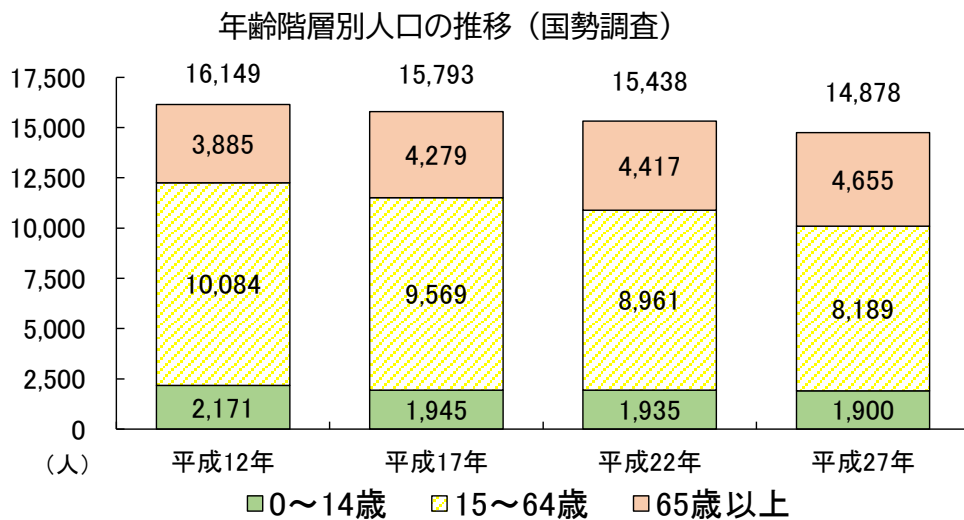
第2章 障がい者の状況

1. 人口の状況

(1) 人口の状況

本町の総人口は、14,878人（平成27年国勢調査）で、近年の推移をみると平成12年の16,149人から一貫して減少傾向にあります。また、年齢別人口構成比をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の構成比は減少していますが、65歳以上の高齢者人口の構成比は増加傾向にあります。

年齢別の人口構成比（平成27年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口は県と同水準となっていますが、高齢者人口は国を上回ります。



※総人口には年齢不詳を含む場合がある。

資料：国勢調査

総人口・年齢階層別人口の推移

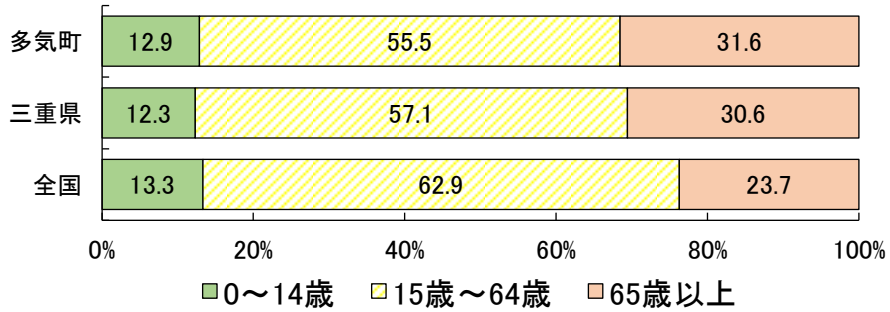
（単位：人、％）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	16,149	15,793	15,438	14,878
0～14歳 （構成比）	2,171 (13.5)	1,945 (12.3)	1,935 (12.6)	1,900 (12.9)
15～64歳 （構成比）	10,084 (62.5)	9,569 (60.6)	8,961 (58.5)	8,189 (55.5)
65歳以上 （構成比）	3,885 (24.1)	4,279 (27.1)	4,417 (28.8)	4,655 (31.6)
年齢不詳	9	0	125	134

※構成比は総人口から年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査

人口割合の比較（平成 27 年国勢調査）

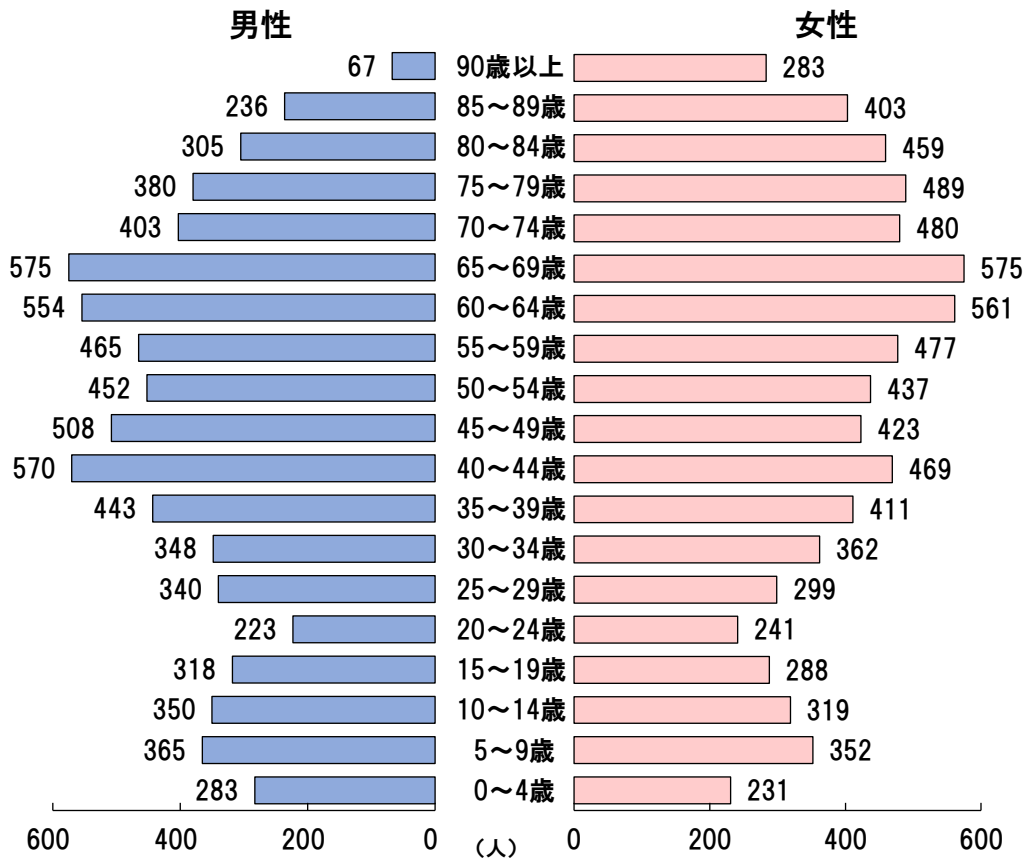


資料：国勢調査

（2）人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると、男性・女性ともに65～69歳の層の人口が最も多くなっており、いわゆる団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が高齢者となったことがうかがえます。

人口構造の状況（平成 27 年）



資料：国勢調査

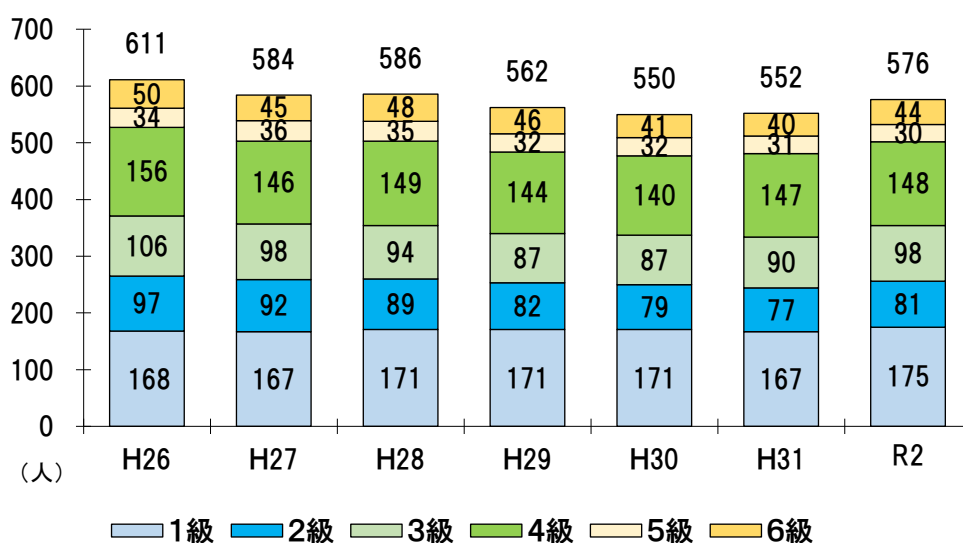
2. 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者の推移をみると、平成30年まで減少傾向で推移していましたが、平成31年より増加に転じ、令和2年で576人となっています。また、等級別では令和2年で1級が175人と最も多くなっています。

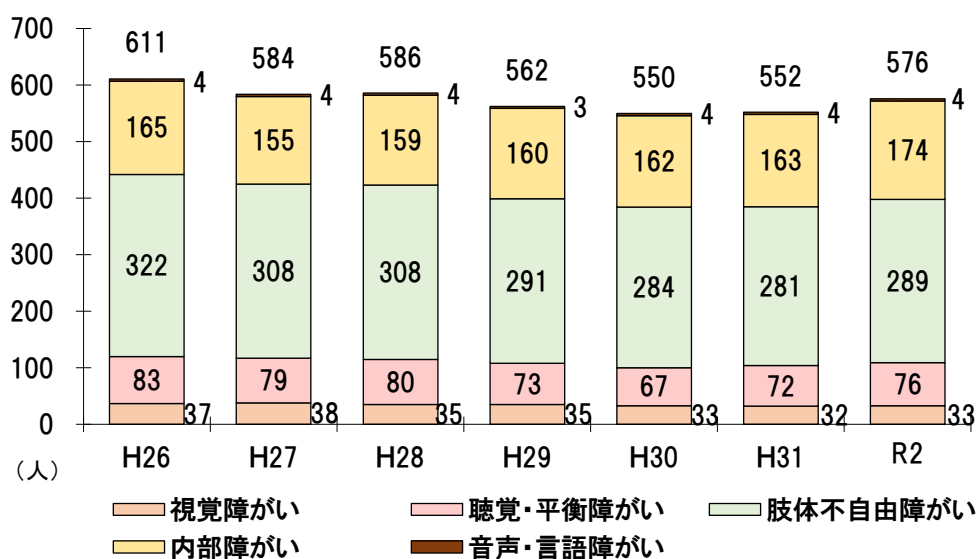
また、障がい別でみると、令和2年では肢体不自由障がい者が289人と最も多く、次いで内部障がい者が174人で続きます。

等級別身体障がい者手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

障がい別身体障がい者手帳所持者の推移

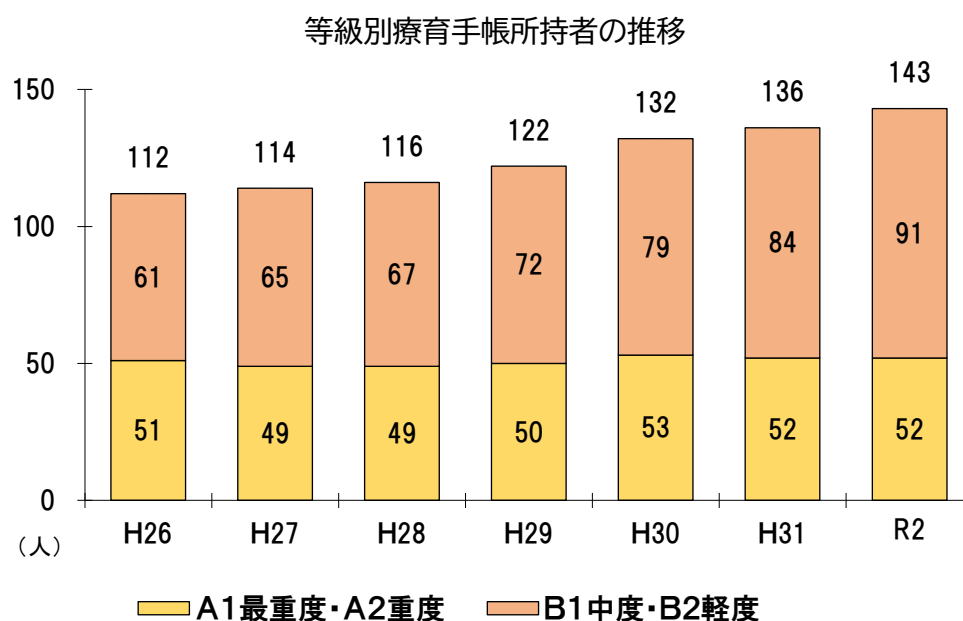


※各年4月1日現在

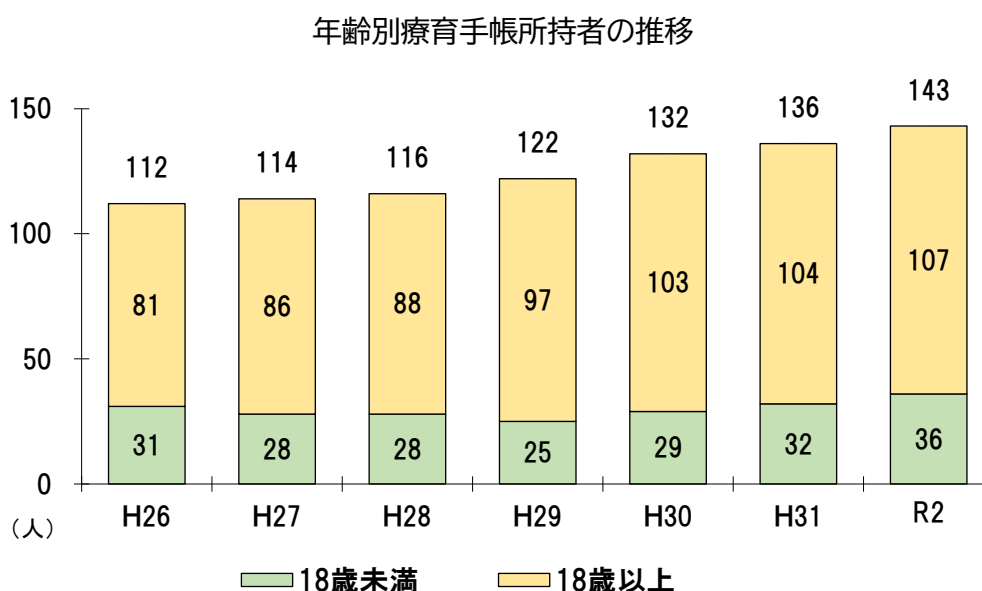
(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和2年では143人となっており、等級別ではB1中度・B2軽度の方が91人と多くなっています。

また、年齢別でみると令和2年で18歳以上が107人、18歳未満が36人となっています。



※各年4月1日現在



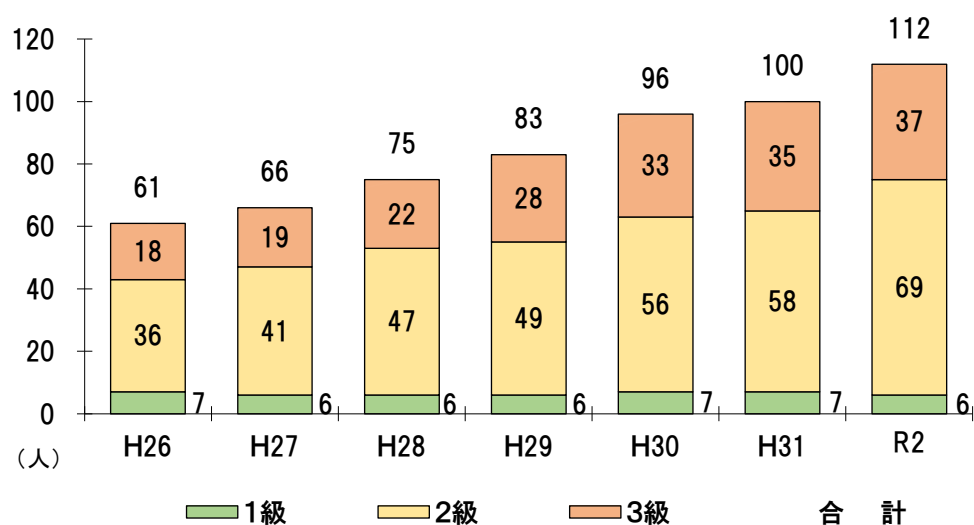
※各年4月1日現在

(3) 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成 26 年以降、増加傾向で推移し、令和 2 年では 112 人となっており、等級別では 2 級の方が 69 人と最も多くなっています。

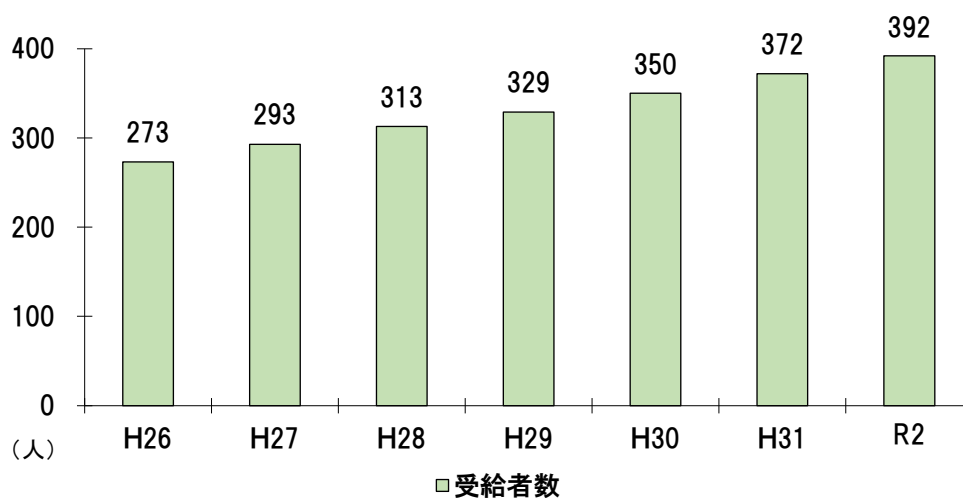
自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移をみると、平成 26 年以降、増加傾向で推移し、令和 2 年では 392 人となっています。

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移



※各年 4 月 1 日現在

自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移



※各年 4 月 1 日現在

3. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたって、町の障がい者の生活状況や要望等を把握し、今後の障がい福祉の推進に活用するためアンケート調査を実施しました。

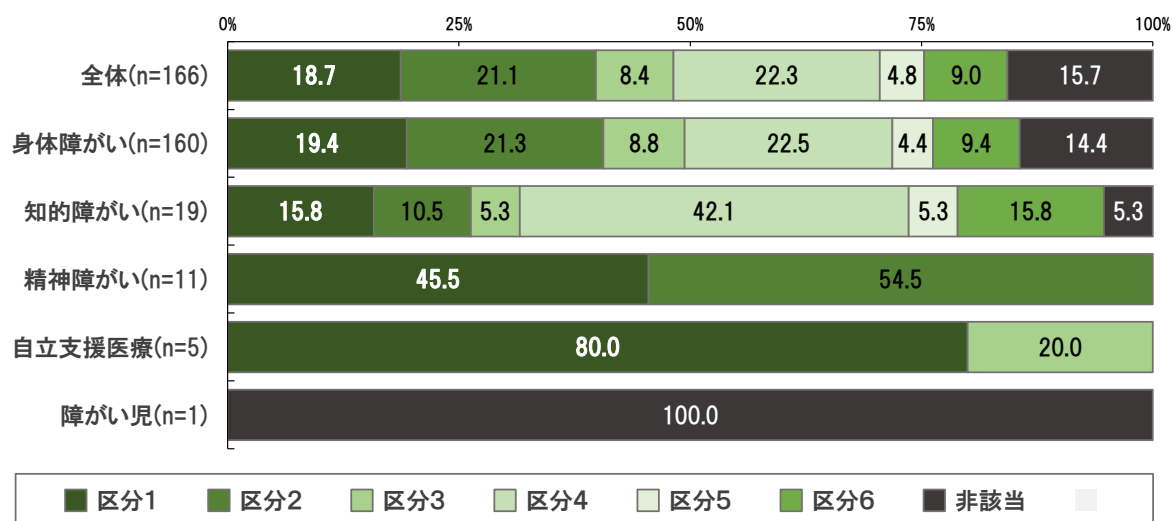
調査の概要

項目	内容
対象者	町内の身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和2年3月
配布数	550票（無作為抽出）
有効回収数	329票
有効回収率	59.8%

(2) 調査結果の概要

①障がい程度区分

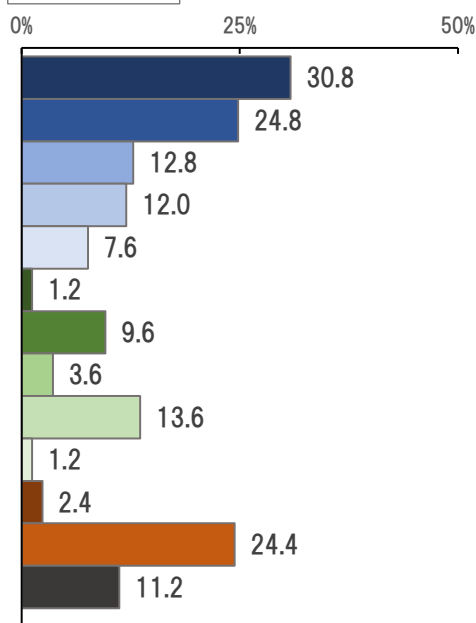
- ◆全体では「区分4」が22.3%で最も多く、次いで区分2（21.1%）、「区分1」（18.7%）などの順となっています。
- ◆知的障がいでは「区分4」が42.1%で4割強を占めます。
- ◆精神障がいでは「区分2」が54.5%で半数以上を占めます。
- ◆自立支援医療では「区分1」が80.0%と8割を占めます。



②希望する生活を実現するために必要な支援

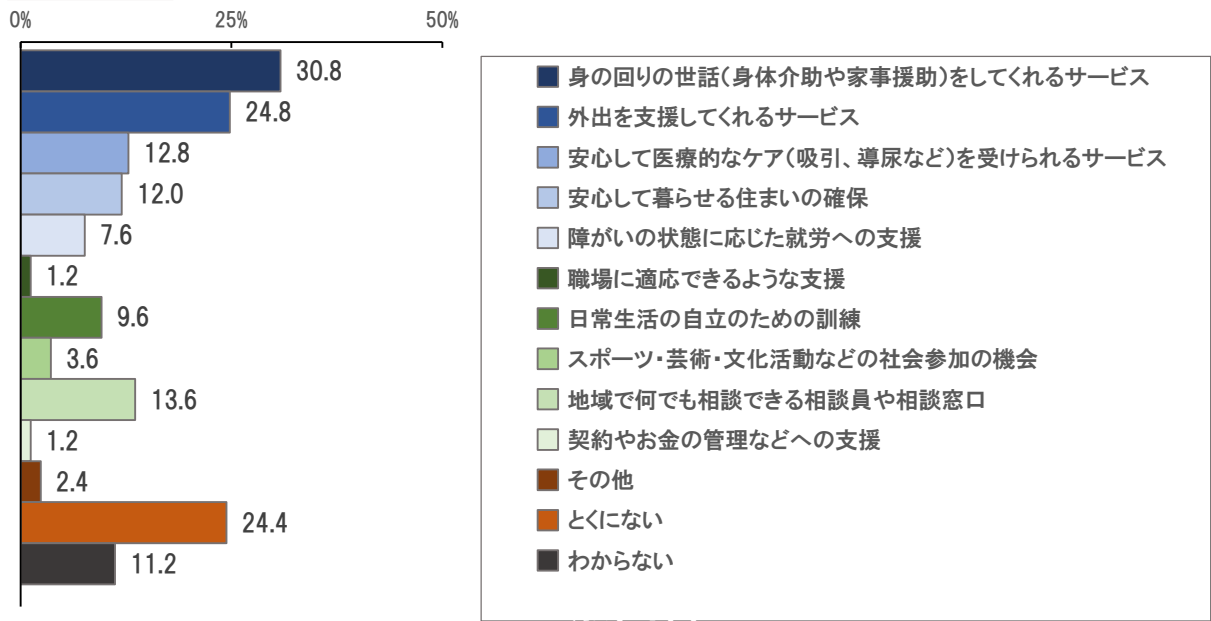
- ◆全体では「身の回りの世話（身体介助や家事援助）をしてくれるサービス」（30.8%）が最も多く、次いで「外出を支援してくれるサービス」（24.8%）が続きます。なお、「とくにない」は24.4%となっています。
- ◆身体障がいでは「身の回りの世話（身体介助や家事援助）をしてくれるサービス」（31.5%）が最も多く、次いで「外出を支援してくれるサービス」（24.8%）が続きます。
- ◆知的障がいでは「身の回りの世話（身体介助や家事援助）をしてくれるサービス」（43.8%）が最も多く、次いで「外出を支援してくれるサービス」（37.5%）が続きます。
- ◆精神障がいでは「身の回りの世話（身体介助や家事援助）をしてくれるサービス」（30.0%）が最も多く、次いで「日常生活の自立のための訓練」（20.0%）が続きます。
- ◆自立支援医療では「障がいの状態に応じた就労への支援」（28.6%）が最も多く、次いで「日常生活の自立のための訓練」（28.6%）が続きます。
- ◆障がい児では「日常生活の自立のための訓練」（50.0%）が最も多くなっています。

全体(n=250)

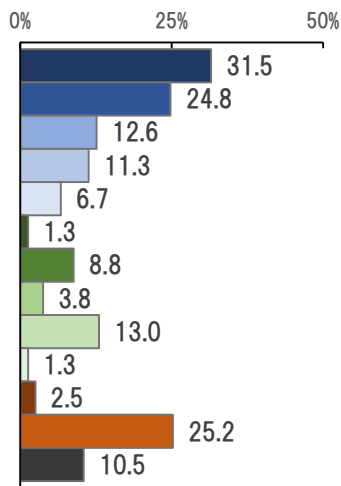


- 身の回りの世話(身体介助や家事援助)をしてくれるサービス
- 外出を支援してくれるサービス
- 安心して医療的なケア(吸引、導尿など)を受けられるサービス
- 安心して暮らせる住まいの確保
- 障がいの状態に応じた就労への支援
- 職場に適應できるような支援
- 日常生活の自立のための訓練
- スポーツ・芸術・文化活動などの社会参加の機会
- 地域で何でも相談できる相談員や相談窓口
- 契約やお金の管理などへの支援
- その他
- とくにない
- わからない

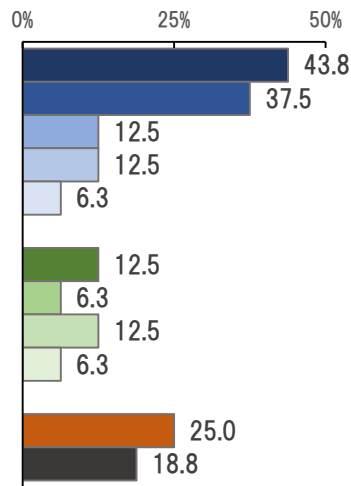
全体(n=250)



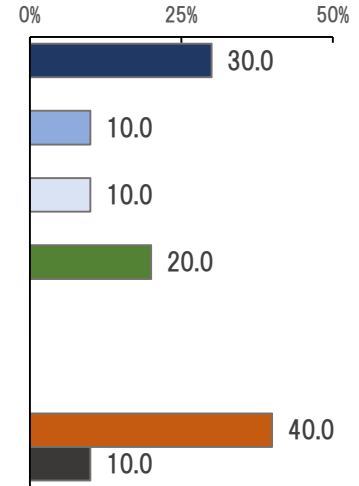
身体障がい(n=238)



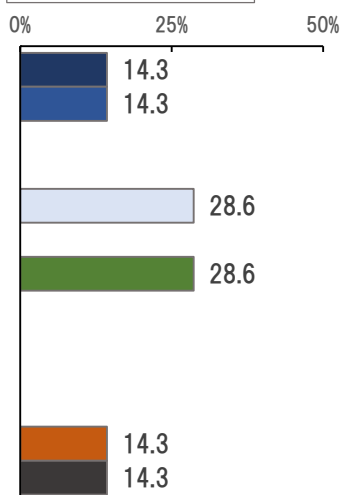
知的障がい(n=16)



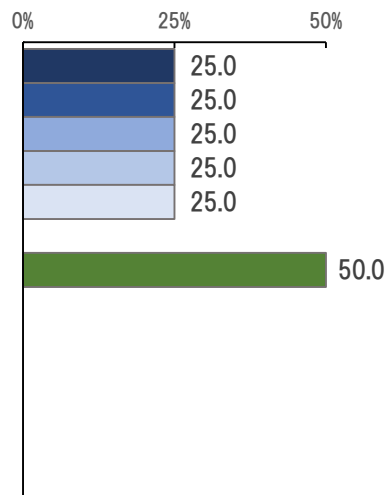
精神障がい(n=10)



自立支援医療(n=7)

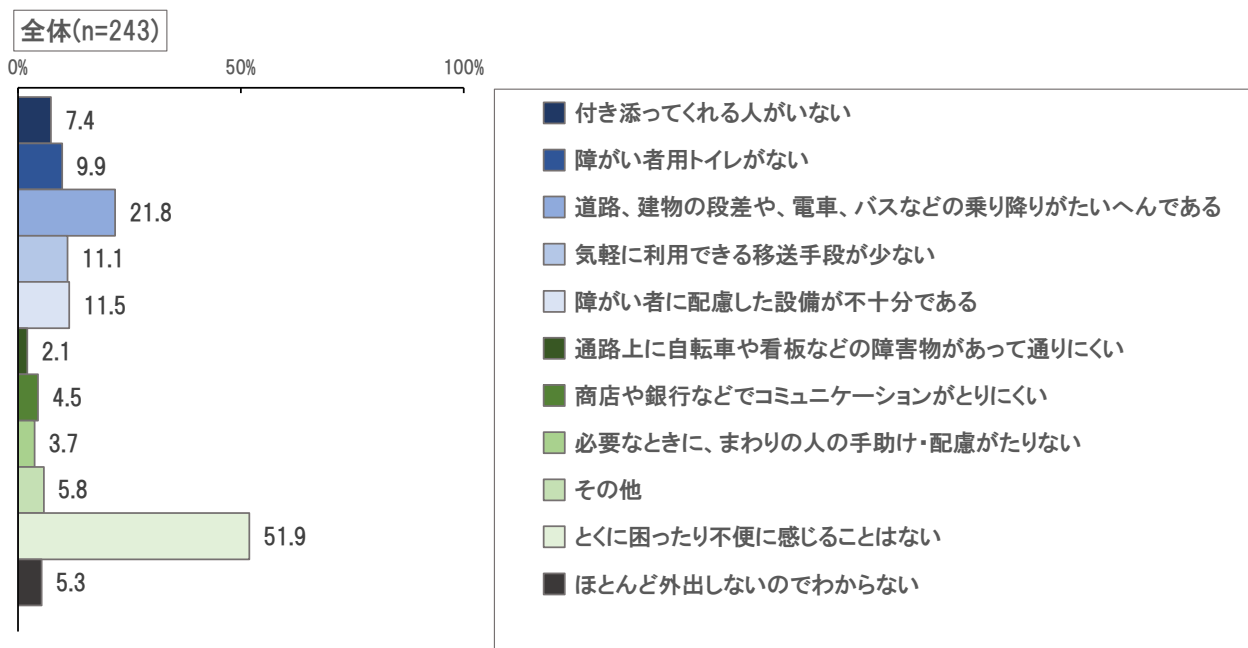


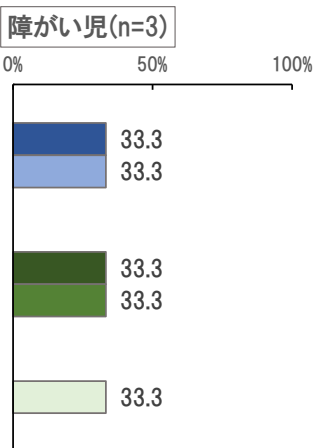
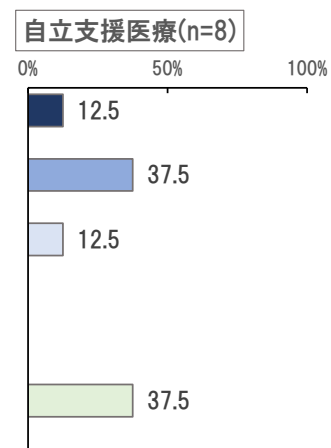
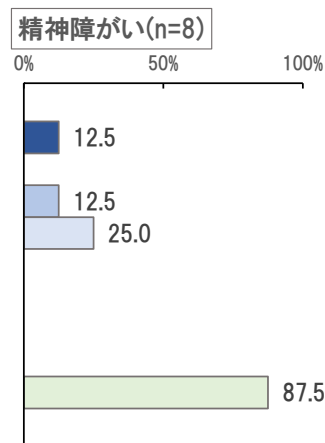
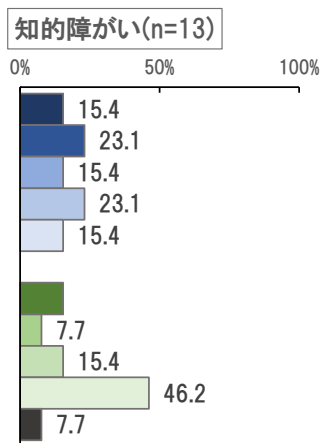
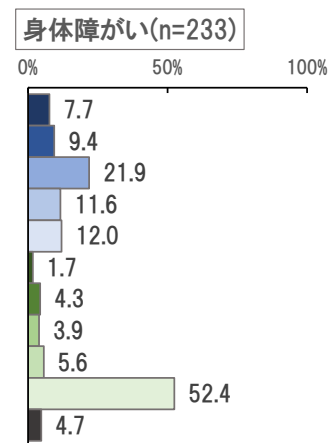
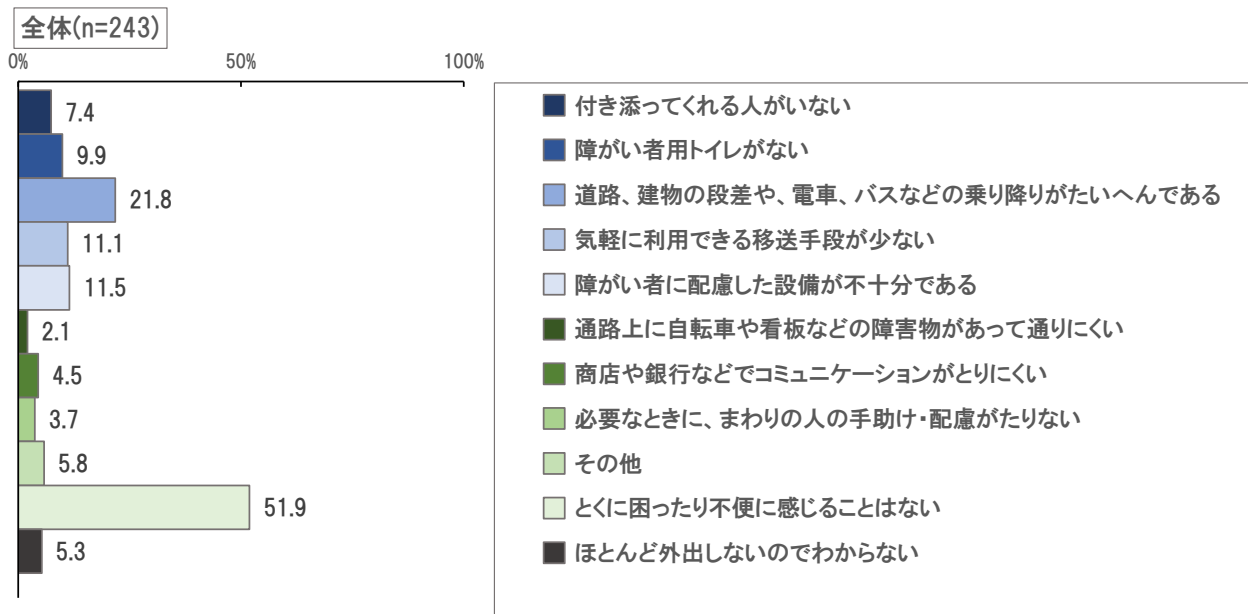
障がい児(n=4)



③外出の際に困ること

- ◆全体では「とくに困ったり不便に感じることはない」が 51.9%と半数を占めますが、具体的な困りごとについては、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」(21.8%)が最も多く、次いで「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」(11.5%)、「気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉タクシーやリフト付きバスなど)」(11.1%)が続きます。
- ◆具体的な困りごとについて、身体障がいでは「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」(21.9%)が最も多く、次いで「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」(12.0%)、「気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉タクシーやリフト付きバスなど)」(11.6%)が続きます。
- ◆知的障がいでは「障がい者用トイレがない」及び「気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉タクシーやリフト付きバスなど)」(同率 28.1%)が最も多くなっています。
- ◆精神障がいでは「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」(25.0%)が最も多くなっています。
- ◆自立支援医療では「気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉タクシーやリフト付きバスなど)」(37.5%)が最も多くなっています。
- ◆障がい児では「とくに困ったり不便に感じることはない」と回答する割合が 33.3%と最も低く、不便を感じる人が多い傾向がみられます。

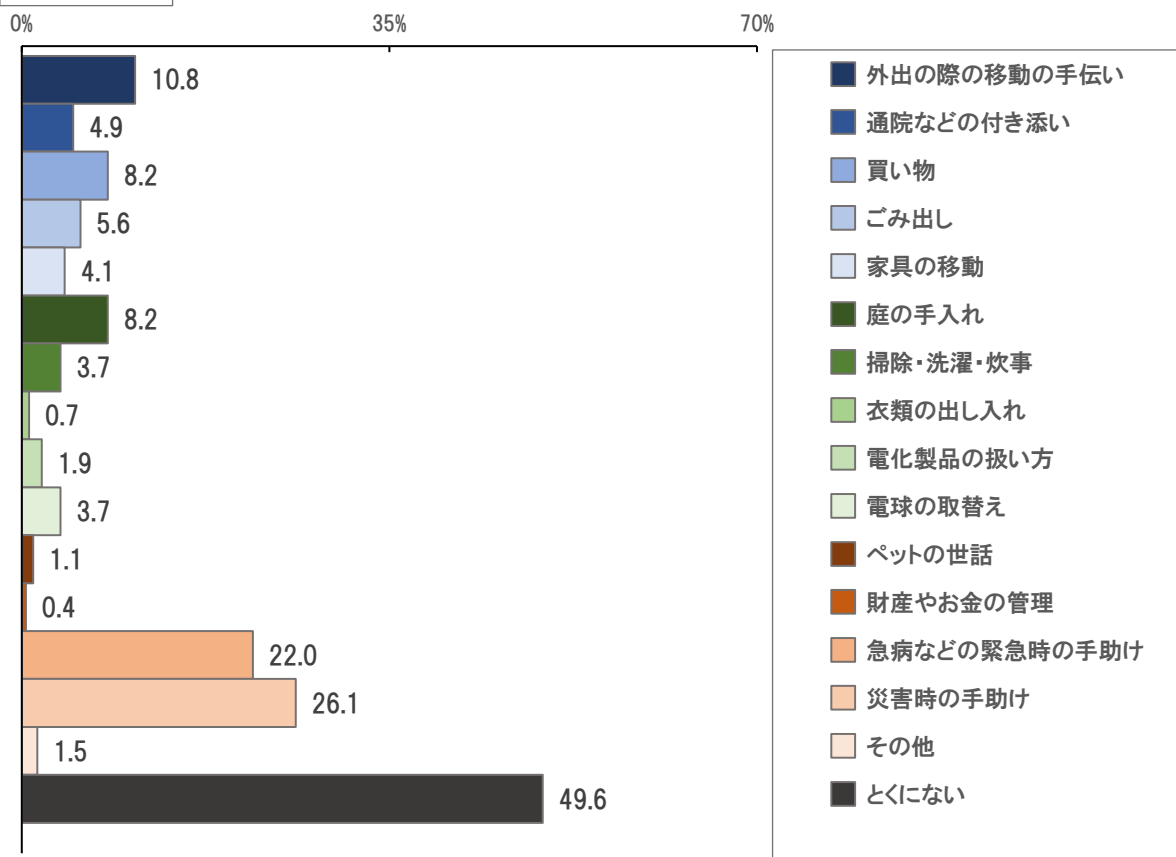




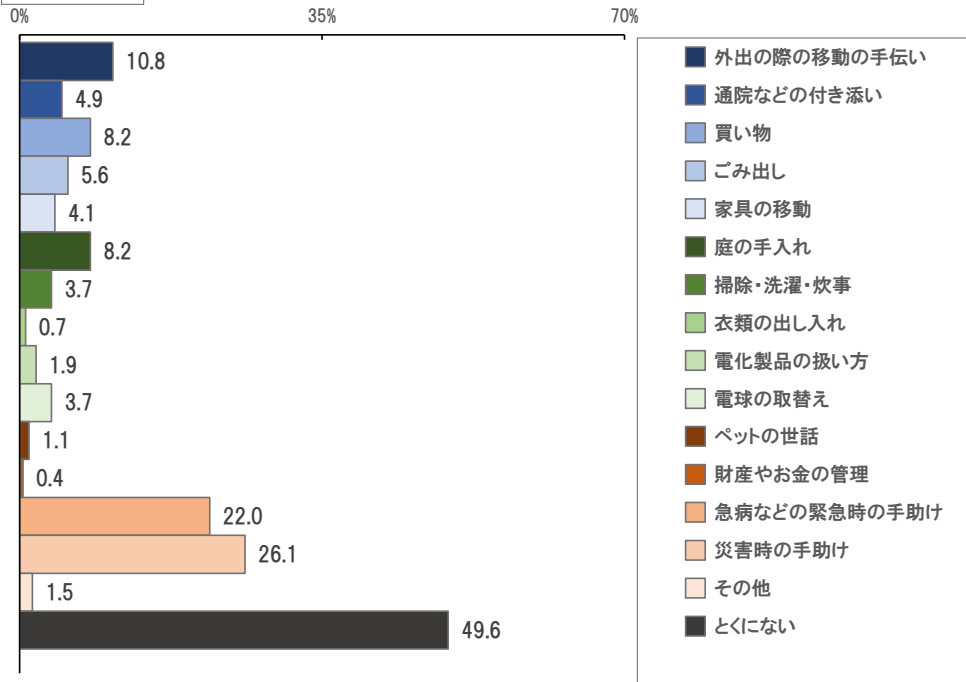
④地域の助け合い活動でもらえると助かる手伝い

- ◆全体では「とくにない」が49.6%が約半数を占めていますが、具体的な内容としては「災害時の手助け」(26.1%)、「急病などの緊急時の手助け」(22.0%)の割合が多くなっています。
- ◆具体的な内容は、身体障がいでは「災害時の手助け」(25.5%)、「急病などの緊急時の手助け」(21.2%)が多くなっています。
- ◆知的障がいでは「ごみ出し」、「急病などの緊急時の手助け」及び「災害時の手助け」(同率13.3%)が多くなっています。
- ◆精神障がいでは「急病などの緊急時の手助け」(36.4%)、「災害時の手助け」(27.3%)が多くなっています。
- ◆自立支援医療では「外出の際の移動の手伝い」(42.9%)、「災害時の手助け」(28.6%)が多くなっています。
- ◆障がい児では「急病などの緊急時の手助け」及び「災害時の手助け」(同率66.7%)が多くなっています。

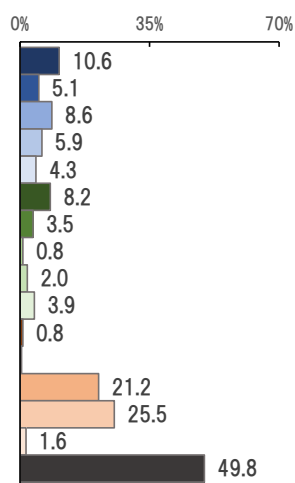
全体(n=268)



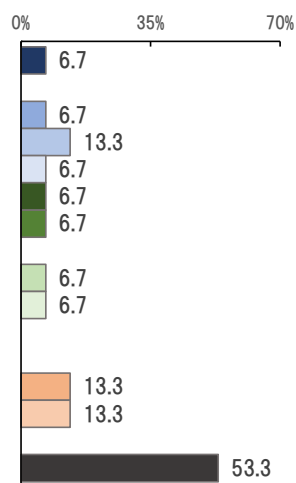
全体(n=268)



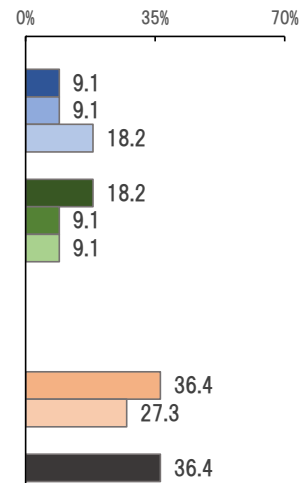
身体障がい(n=255)



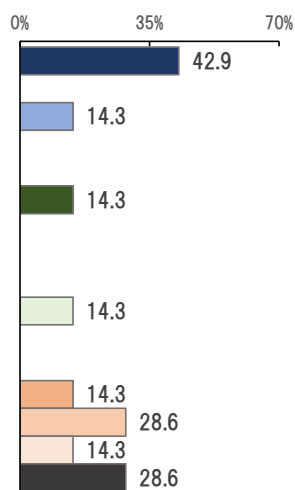
知的障がい(n=15)



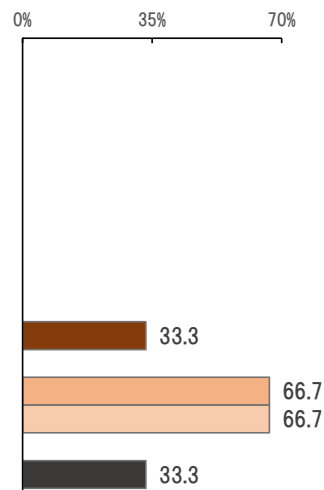
精神障がい(n=11)



自立支援医療(n=7)

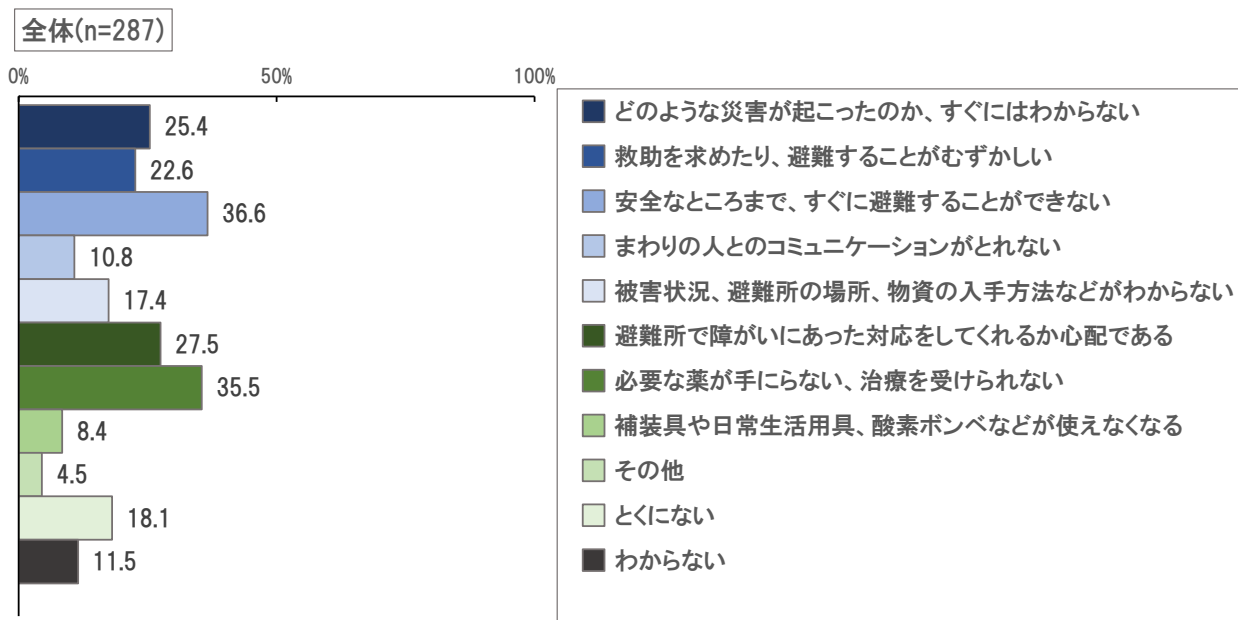


障がい児(n=3)

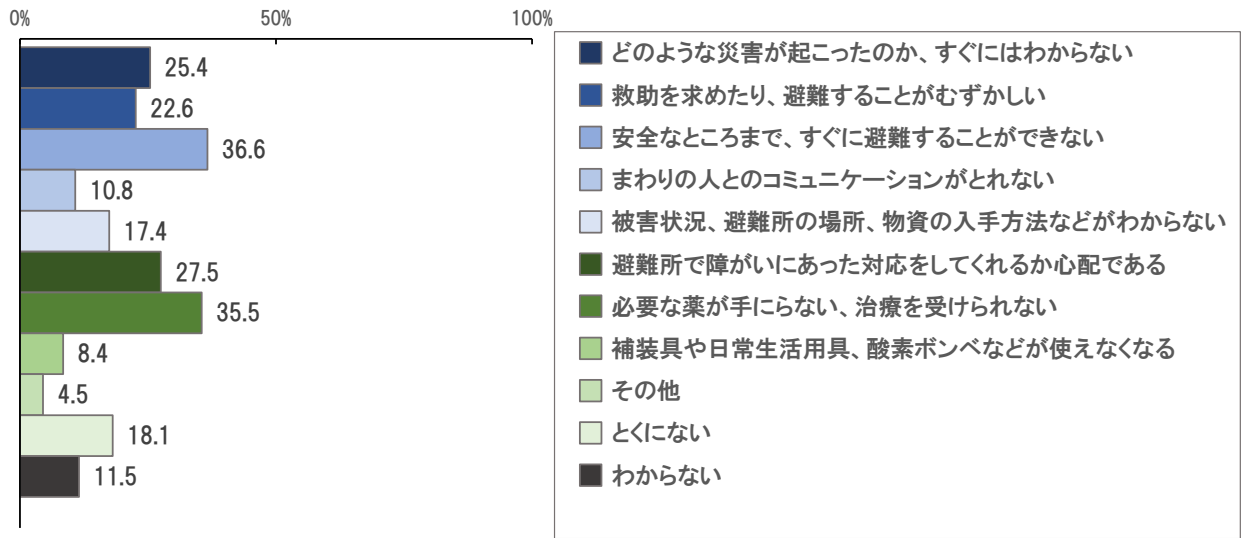


⑤災害時に困ること

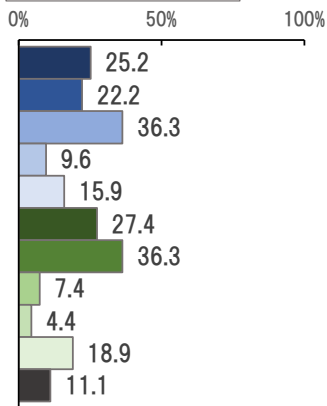
- ◆全体では「安全なところまで、すぐに避難することができない」(36.6%)が最も多く、次いで「必要な薬が手にならない、治療を受けられない」(35.5%)、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」(27.5%)などの順となっています。
- ◆身体障がいでは、「安全なところまで、すぐに避難することができない」及び「必要な薬が手にならない、治療を受けられない」(同率 36.3%)が最も多くなっています。
- ◆知的障がいでは「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」及び「安全なところまで、すぐに避難することができない」(同率 35.0%)が最も多くなっています。
- ◆精神障がいでは「安全なところまで、すぐに避難することができない」(33.3%)が最も多くなっています。
- ◆自立支援医療では「安全なところまで、すぐに避難することができない」(50.0%)が最も多くなっています。
- ◆障がい児では「補装具や日常生活用具、酸素ボンベなどが使えなくなる」が100.0%で最も多く、次いで「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」及び「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」(75.0%)が続きます。



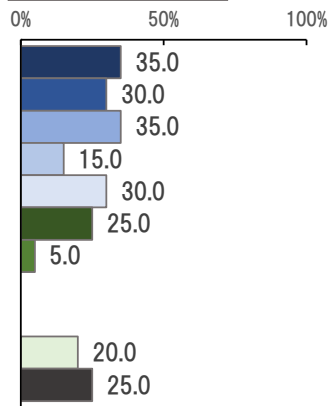
全体(n=287)



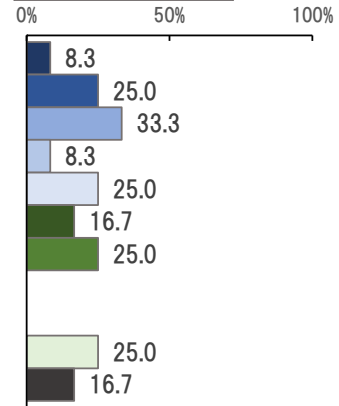
身体障がい(n=270)



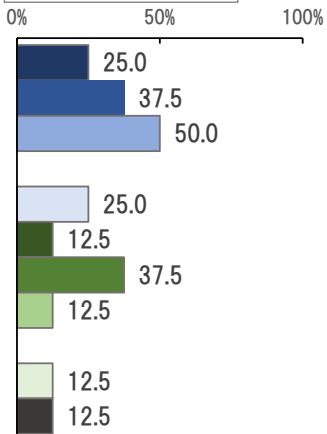
知的障がい(n=20)



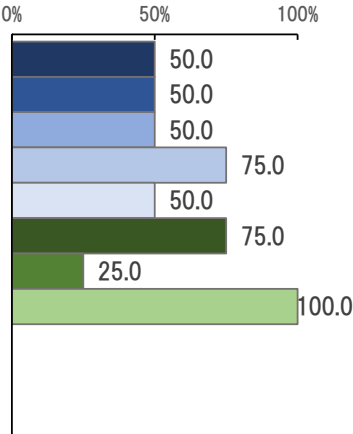
精神障がい(n=12)



自立支援医療(n=8)

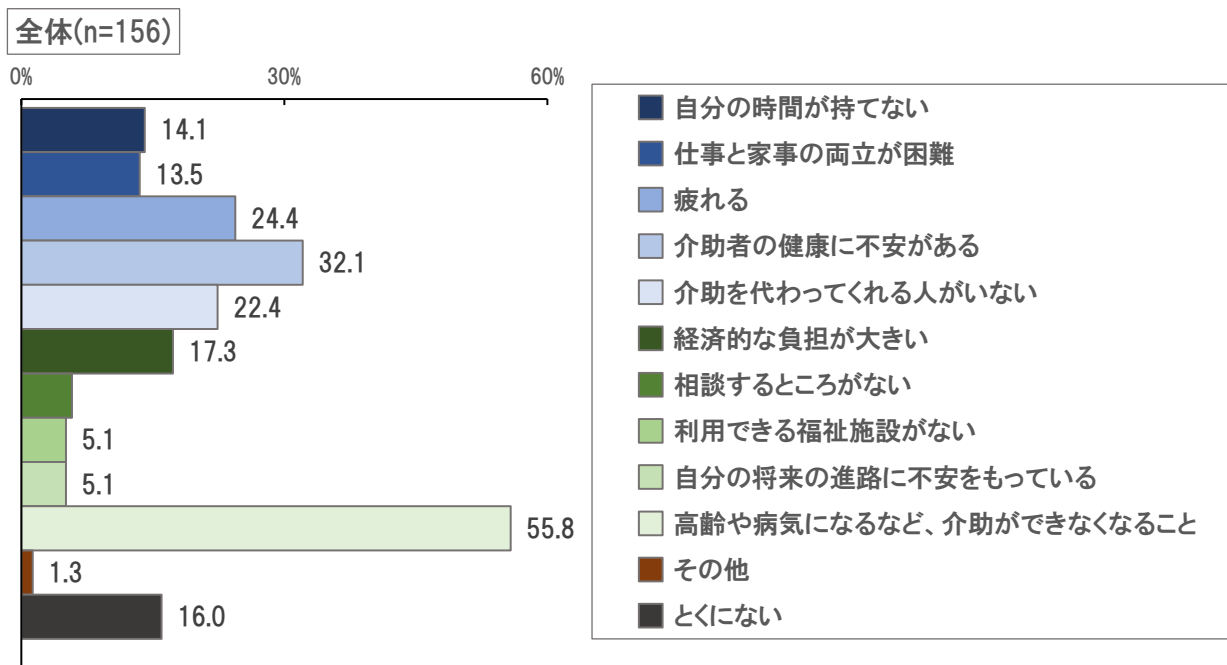


障がい児(n=4)

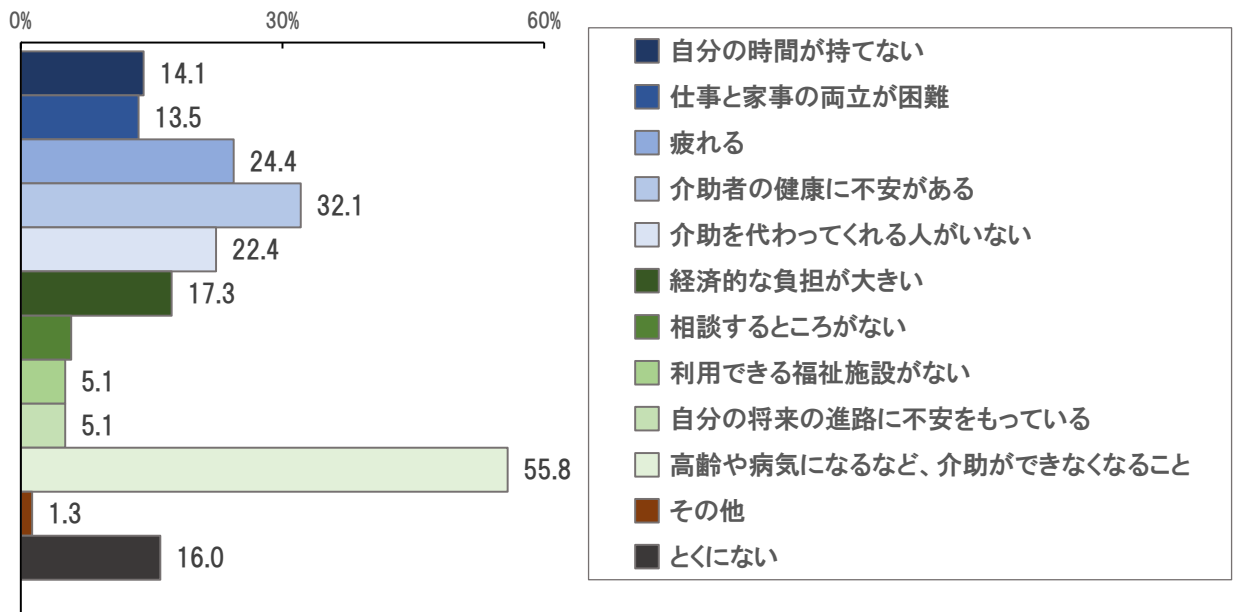


⑥ 介助する上で困っていること

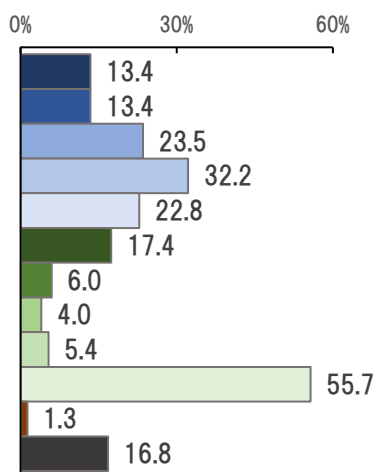
- ◆ 全体では「高齢や病気になるなど、介助ができなくなること」(55.8%)が最も多く、次いで「介助者の健康に不安がある」(32.1%)、「疲れる」(24.4%)、「介助を代わりにしてくれる人がいない」(22.4%)などの順となっています。
- ◆ 身体障がいでは「高齢や病気になるなど、介助ができなくなること」(55.7%)が最も多く、次いで「介助者の健康に不安がある」(32.2%)が続きます。
- ◆ 知的障がいでは「高齢や病気になるなど、介助ができなくなること」(57.1%)が最も多く、次いで「疲れる」、「介助者の健康に不安がある」及び「介助を代わりにしてくれる人がいない」(同率 28.6%)が続きます。
- ◆ 精神障がいでは「特にない」が50.0%を占め、次いで「仕事と家事の両立が困難」、「介助者の健康に不安がある」及び「高齢や病気になるなど、介助ができなくなること」(同率 25.0%)が続きます。
- ◆ 自立支援医療では「特にない」が60.0%を占め、次いで「仕事と家事の両立が困難」、「疲れる」、「介助者の健康に不安がある」及び「高齢や病気になるなど、介助ができなくなること」(同率 20.0%)が続きます。
- ◆ 障がい児では「高齢や病気になるなど、介助ができなくなること」及び「疲れる」(同率 50.0%)が最も多くなっています。



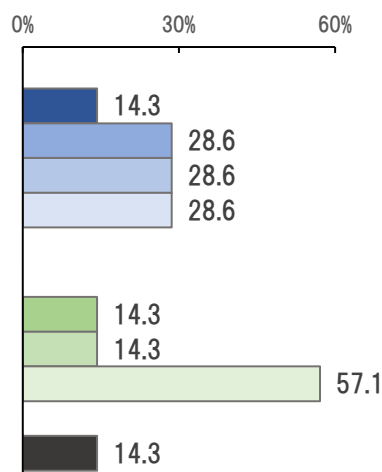
全体(n=156)



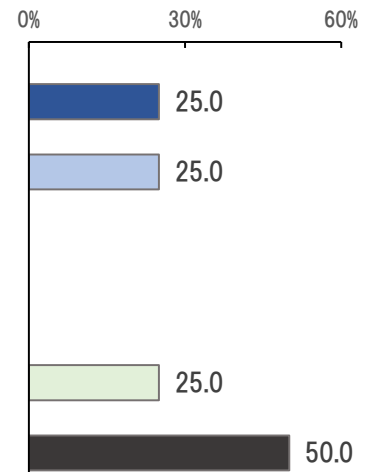
身体障がい(n=149)



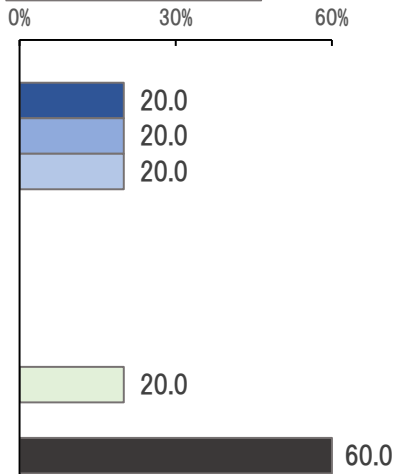
知的障がい(n=7)



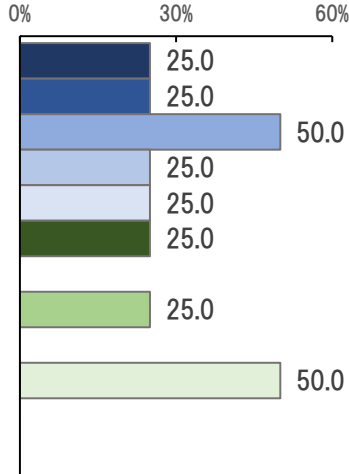
精神障がい(n=4)



自立支援医療(n=5)



障がい児(n=4)



⑦暮らしやすくなるために必要なこと

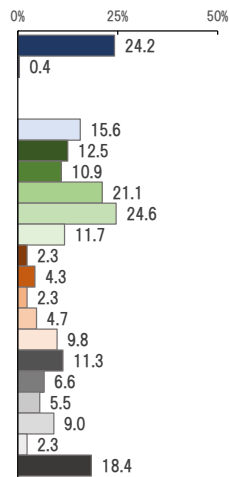
- ◆全体では「病気の予防・早期発見や保健指導」(24.6%)が最も多く、次いで「医療やリハビリの充実」(23.9%)、「手当てなどの経済的援助の充実」(20.1%)が続きます。
- ◆身体障がいでは「医療やリハビリの充実」(24.6%)が最も多く、次いで「病気の予防・早期発見や保健指導」(24.2%)、「手当てなどの経済的援助の充実」(21.1%)が続きます。
- ◆知的障がいでは「親亡き後の生活保障」(33.3%)が最も多く、次いで「病気の予防・早期発見や保健指導」(27.8%)、「手当てなどの経済的援助の充実」及び「とくにない」(同率22.2%)が続きます。
- ◆精神障がいでは「とくにない」(33.3%)が最も多く、次いで「病気の予防・早期発見や保健指導」、「ホームヘルプ・短期入所・地域活動支援センターなどの障がい福祉サービス」、「医療やリハビリの充実」(同率22.2%)が続きます。
- ◆自立支援医療では「ホームヘルプ・短期入所・地域活動支援センターなどの障がい福祉サービス」及び「手当てなどの経済的援助の充実」(同率25.0%)が最も多くなっています。
- ◆障がい児では「療育施設での専門的な障がい児療育・指導」、「保育園での障がい児保育」及び「親亡き後の生活保障」(同率50.0%)が最も多くなっています。



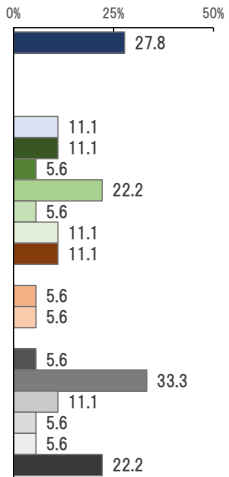
全体(n=268)



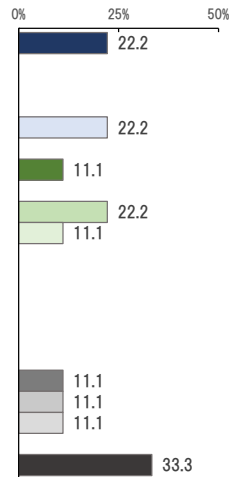
身体障がい(n=256)



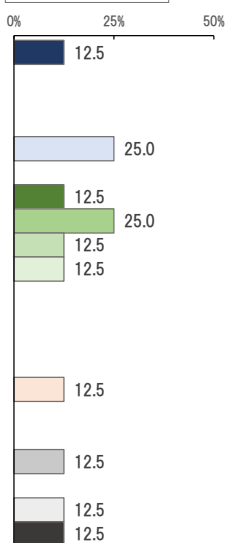
知的障がい(n=18)



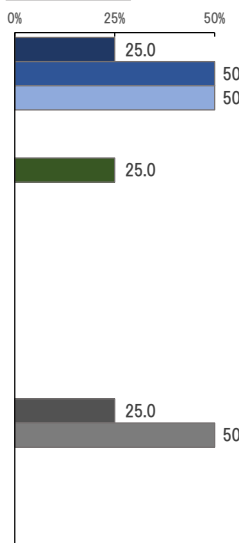
精神障がい(n=9)



自立支援医療(n=8)



障がい児(n=4)



第3章 基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

本町では、第2次障がい者福祉計画において「地域の中で障がいのある人の自立した生活を実現するサービスの充実」を基本理念に掲げ、自立した生活を地域の中で実現できるよう、自立支援給付、地域生活支援事業をはじめとした各種福祉サービスの充実を図り、地域生活の基盤整備を進めてきました。

国の第4次障害者基本計画では、その基本理念として、「障がい者施策は、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念に即し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。

このため、障がい者が必要とする支援の充実とともに、自らの決定に基づき社会に参加し、障がいの有無にかかわらず、すべての地域住民が相互に支え合い、ともに暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

本計画においては、次のとおり基本理念を定め、その実現に向けた施策を展開することとします。

基本理念

誰もが自分らしく、自立して ともに暮らせるまち

この基本理念のもとに、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、すべての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援を推進します。

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現を目指し、次の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 障がいに対する理解促進と権利擁護

住民の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別や虐待、社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利を守り、人権が尊重される地域社会をつくりまします。

主要施策

- 1-1 障がいに対する理解の促進
- 1-2 権利擁護の充実

基本目標2 自立した生活・意思決定の支援

障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で必要な支援を受けることのできる体制を整備し、地域社会における自立した生活の実現を目指します。

主要施策

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 情報提供・意思疎通の充実
- 2-3 障がい福祉サービスの充実

基本目標3 教育・保育環境の充実

障がいの有無にかかわらず、可能な限り、ともに教育・保育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、一人ひとりの特性に応じた教育・保育を受けることができる環境を整備します。

主要施策

- 3-1 障がい児保育・療育の充実
- 3-2 障がい児教育の充実

基本目標4 雇用・就労、経済的自立の支援

障がいのある人が意欲や適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保と、所得の向上や経済的負担の軽減を図り、経済的自立を支援します。

主要施策

- 4-1 就労の場の拡充と雇用の促進
- 4-2 職業能力向上への支援
- 4-3 経済的支援の充実

基本目標 5 母子保健・健康づくりの充実

各種健診・教室等を通じて、疾病の早期発見、早期対応を図るとともに、障がいの原因となる生活習慣病の予防や心の健康づくりの取り組みを推進します。

主要施策

- 5-1 母子保健・健康づくりの充実
- 5-2 医療サービスの充実

基本目標 6 社会参加の促進と安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人の交流機会の充実等を図るとともに、社会参加を促進するための外出・移動手段を確保します。また、障がいのある人を地域ぐるみで支え、見守る体制づくりや安心して生活できる環境の整備を推進します。

主要施策

- 6-1 交流機会の拡充と交流の促進
- 6-2 安全に移動できる交通の確保
- 6-3 バリアフリーの推進
- 6-4 防災対策・感染症対策の推進

第4章 施策の展開

1. 障がいに対する理解促進と権利擁護

(1) 障がいに対する理解の促進

現状と課題

障がいの有無や程度にかかわらず、地域でともに生活していくためには、地域に住む人々や関わる人々のすべてが、障がい及び障がい者について正しい知識を持ち、個性や違いを認め合い、相互に理解を深めていく必要があります。

本町では、広報「たき」や関係誌等を通じて、障がいについての正しい理解を広げるための啓発活動を実施しています。

また、学校では、総合的な学習の時間に授産施設を訪問し、障がいを持つ方との交流の機会を設けるなど福祉教育に取り組んでいます。

今後も住民の福祉意識を高めるために、今後も一層積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

障がいや障がい者についての理解を住民が深めることができるよう、効果的かつ継続的な啓発活動を実施します。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
啓発活動の推進	・「障がい者週間」の周知、講演会やイベント等の実施等、障がいや障がい者に対する正しい理解を広げるための啓発活動を行います。 また、広報「たき」や町の行政チャンネル等のメディアを活用した啓発活動も推進していきます。	健康福祉課
福祉教育の推進	・学校等の教育の場や地域における福祉教育の機会の拡充を図ります。	教育課
行政サービスにおける合理的配慮の徹底	・行政機関の窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。また、障がい特性に応じた行政情報の提供を行います。	関係課

(2) 権利擁護の推進

現状と課題

誰もが地域で主体的で豊かな生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が守られなければなりません。

平成 24 年には「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などでの障がい者に対する虐待防止のほか、虐待を発見した人による通報や自治体の相談窓口の整備が義務付けられています。

また、平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行され、様々な場面において、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がいのある人に対する「合理的配慮」などが求められています。

障がいのある人への配慮は一人ひとり異なることから、配慮をする側と配慮を求める側のどちらもその必要性を十分認識できるよう、理解の促進と啓発活動を継続していく必要があります。

このほか、認知症高齢者や障がいのある人の財産等の権利を擁護する「成年後見制度」については、制度が十分利用されていないことから、平成 28 年度に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本町では、「多気町地域福祉計画」に、成年後見制度利用促進基本計画を位置付け、成年後見制度の利用の促進を図っています。

今後も障がいのある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の周知や利用促進に向けた取り組みが必要です。

施策の方向

障がいのある人の権利擁護のための事業の周知・啓発活動を進めるとともに、権利擁護事業の整備と充実を図ります。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度利用促進計画に基づき、支援が必要な方が成年後見制度を利用する際に必要な援助を行います。	健康福祉課
権利擁護	・障がい者の虐待防止、成年後見制度の活用促進、消費者被害防止について啓発等を実施します。	健康福祉課 社会福祉協議会

多気町成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の概要	
<p>○成年後見制度</p> <p>成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上的の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。</p>	
法定後見制度	既に判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、判断能力に応じて、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が支援する制度です。
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、事前に公正証書により任意後見人を決めておく制度です。
取り組み内容	
<p>○中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築</p> <p>町は、福祉の総合相談窓口「みんなの窓口」を設置し、成年後見制度利用に関する相談支援、住民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進等を実施します。</p>	
<p>○成年後見制度利用に係る助成</p> <p>町は、成年後見制度を利用するにあたり、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や報酬助成等を実施し、利用の支援を行います。</p>	
<p>○地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能</p> <p>既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、各関係団体と分担・調整しながら柔軟に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能 ④後見人支援機能 ⑤不正防止効果 	

2. 自立した生活・意思決定の支援

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人は、将来の生活や災害時の支援等、様々なことに対して不安を抱えています。また、日常生活全般や、障がい福祉サービスの利用、就業等についても、相談を必要としています。

障がいのある人一人ひとりの状態に応じた的確な対応が身近な場所で気軽にできる体制を整備することが必要です。

本町では、誰もが気軽に相談できる体制づくりを目指し、福祉の総合相談窓口「みんなの窓口」を開設しています。

また、自立支援協議会において、関係機関との連携のため、年に1回協議会を開催し、地域課題をとりまとめ、関係機関との連携を深めてきました。

さらに、計画相談支援・障がい児相談支援では、対象となる人すべてが計画相談を利用していけるよう支援するとともに、多気郡3町合同で計画相談支援員部会を定期的で開催し、情報交換や資質向上に努めています。

今後も、支援を必要な人が必要とするサービスを利用できるように、相談窓口の強化や相談支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向

各種相談窓口の連携を強化し、必要に応じて各種サービスや制度の周知と利用を図るとともに、専門機関・医療機関等の紹介を行うなど、総合的な相談体制を充実します。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
相談支援事業 (障害者相談支援事業)	・障がい者や障がい児の保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言など必要な支援に結びつけ、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
相談支援事業 (地域自立支援協議会)		

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
障がい者更生相談	・健康福祉課、社会福祉協議会等において、障がい者を含めた生活困窮者の包括的な福祉支援を行います。また、障がい者にとって最も適切と思われるサービスを提供するための各種の相談を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
計画相談支援・障がい児相談支援	・支給決定を受けた障がい者や障がい児またはその保護者が対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービス利用に関する意向等の事情を勘案し、サービス利用計画を作成します。	健康福祉課 計画相談事業所
地域移行支援	・施設等に入所または、精神科病院に入院されている障がい者に対して、退所・退院後の住居の確保やその他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。	健康福祉課
地域定着支援	・施設・病院からの退所・退院や家族との同居から単身生活に移行した人や地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談など必要なサービスを提供し、地域での生活安定につなげていきます。	健康福祉課

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

現況と課題

障がいの有無にかかわらず、その能力を伸ばし、最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするためには、障がいのある人が様々な情報を容易に入手でき、また、円滑に意思疎通ができる環境整備を図ることが重要です。

本町では、広報紙、ホームページにおいて、わかりやすく、見やすい情報提供に努めるとともに、障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣・養成等を行っています。

今後も、関係機関と連携し、それぞれの障がい特性や一人ひとりの状況等を踏まえたきめ細かな情報提供を図るとともに、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の育成・確保を図っていく必要があります。また、最新の情報通信技術を活用した情報提供・意思疎通の普及にも取り組むことが必要です。

施策の方向

障がいのある人が様々な情報を容易に入手でき、また、円滑に意思疎通ができる環境整備を図ります。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
障がい福祉サービス等の情報提供の充実	・広報紙、ホームページ等の充実とともに、各種障がい福祉サービスの内容やサービス事業所の情報、サービスの利用方法など、情報提供の充実に努めます。	健康福祉課
手話通訳・要約筆記者派遣事業	・手話通訳者等を派遣することにより聴覚障がい者等の社会参加の促進を派遣します。	健康福祉課

(3) 障がい福祉サービスの充実

①障がい福祉サービス

現状と課題

平成18年に施行された「障害者自立支援法」により、身体・知的・精神に係る3つの障がいの一元的な制度が確立されるとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がいのある人が必要な障がい福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の見直しが行われました。その後、「障害者総合支援法」へと改称され、対象となる障がいの追加等の改正を重ねながら、きめ細やかな障がいのある人の地域生活を支える仕組みとして充実が図られてきています。

本町においても、障がい福祉サービスのニーズの把握に努めつつ、障がい福祉計画・障がい児福祉計画において各種サービスの量の見込みと目標の設定を行い、地域生活に必要なサービス提供体制の確保を図ってきました。

今後も障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、サービス提供基盤の整備を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保及び質の向上を図る必要があります。

施策の方向

障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、訪問系サービスの整備を促進するとともに、日常生活用具の利用促進や外出支援など、障がい者が安心して在宅生活を営むために必要な在宅福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者の自立と社会参加を促進するため、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスの充実を図ります。さらに、グループホームなどの居住系サービスの充実を図ります。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズへの対応がきめ細かくできるよう、居宅での食事や入浴、排せつ等の介護を行う居宅介護や重度訪問介護等のサービスの確保に努め、重度の障がい者を含めた障がい者の居宅での生活を支援します。 ・サービス量の確保とともに、特に、重度の障がい者や精神障がい者などの障がいの状態に応じて適切に提供できるよう、質の向上を図ります。また、ホームヘルパーの確保とともに、資質の向上を図るため、県による研修などへの参加を促します。 	健康福祉課
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練・就労継続支援・療養介護などによる支援を行います。サービスの実施にあたっては、計画相談による適切なアセスメントを行い、利用者の状況に応じたサービスへの円滑な移行を促進するとともに、事業所に対してサービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行います。 	健康福祉課
日中一時支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業の充実を図ります。 ・児童発達支援センターを含めた放課後等デイサービスの新規設置を検討します。 	健康福祉課
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うグループホーム（共同生活介護、共同生活援助）の充実を図ります。 	健康福祉課
地域支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業である地域生活支援事業の充実を図ります。 	健康福祉課
福祉用具等の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が安全に暮らせるよう、日常生活用具の給付をはじめ、補装具の給付、福祉機器等の貸出について周知を図り、利用促進に努めます。 	健康福祉課 社会福祉協議会
サービス支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、必要なサービスが提供できるよう、一体的な取り組みに努めます。 	健康福祉課
介護保険サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で要介護認定を受けた人には、障がいの特性にあったサービス利用の周知など介護保険サービスの利用促進を図ります。また、40～64歳の人で特定疾病による場合にも介護保険サービスを利用できることについて、啓発を図ります。 	健康福祉課 町民環境課

②その他の公的サービス

現状と課題

障害者総合支援法に基づく各種障がい福祉サービスのほかに、障がいのある人の自立生活を支援するための様々なサービスが実施されています。

こうした支援サービスについて周知を図るとともに、今後のサービス利用の増大を見込んで、障がいのある人一人ひとりのニーズと実情に即したきめ細かなサービスの提供が必要です。

施策の方向

障がいのある人の日常生活を補完するサービスとして、各種事業を実施します。また、各種支援制度等について、広報紙等を用いて住民に広く周知し、制度の一層の充実を図ります。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
NHK放送受信料の減免	・世帯における障がい者の状況に応じ、NHKの受信料が全額あるいは半額免除されます。	健康福祉課
携帯電話基本使用料等の割引	・障がいのある人を対象に、携帯電話の基本使用料等の割引が実施されます（携帯電話会社により内容が異なります）。また、対象となる方に対して制度の周知に努めます。	
視覚障がい者の郵便物の無料割引	・指定された施設及び身体障がい者に対する点字内容の郵便物について、開封とするものは、無料または一般料金の半額となります。また、対象となる方に対して制度の周知に努めます。	

3. 教育・保育環境の充実

(1) 障がい児保育・療育の充実

現状と課題

障がいのある子どもの成長・発達には、早期からの療育・保育が大きく影響します。早期療育・保育が適切に行われるためには、相談体制及び療育・保育体制の充実が必要となります。特に、保育園の受け入れの促進が重要です。

また、より専門的な支援が図られるよう、多気郡3町の連携のもと、令和3年4月に児童発達支援センターが開設されます。

さらに、子育て総合支援室をはじめとする保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携や、療育・保育に関わるスタッフの資質の向上等が求められます。

施策の方向

保育士の加配等、保育園等における障がい児の受け入れ及び相談指導体制を充実し、就学前の障がい児の適切な保育を実施します。また、関係する専門機関との連絡体制の強化・充実に努めます。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
障がい児療育の充実	・乳幼児期・学童期における障がいの程度や発達段階に応じた機能回復訓練等の療育的役割を果たす場の提供に努めます。	健康福祉課
障がい児保育の充実	・障がいのある子どもに対し、保育士を適正に配置した障がい児保育を推進します。	健康福祉課
児童発達支援センターとの連携強化	・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。	健康福祉課

(2) 障がい児教育の充実

現状と課題

令和2年4月現在、本町の小・中学校における特別支援学級には、45名の児童・生徒が通学しています。

本町では、個別の指導計画やパーソナルファイルを活用しながら就学指導を行っています。また、子育て支援室の巡回相談や松阪市の通級指導教室を利用しながら個に応じた指導を進めてきました。

また、「三重発達障害支援システムアドバイザー」の教諭による各校の巡回相談により、個に応じた教育を進めるとともに、教材備品を購入することにより、個に応じた教育環境の整備を行ってきました。

さらに、発達障がい児支援のための人材育成研修に教職員を1年間派遣し「三重発達障害支援システムアドバイザー」の育成に取り組んできました。

今後も、インクルーシブ教育の理念に基づき、特別支援教育を必要とする児童・生徒への教育や就学指導では、障がいのある子ども一人ひとりの障がいの状態や能力等に応じた多様な指導や配慮が求められるとともに、教職員の資質の向上が求められます。

施策の方向

障がいのある児童・生徒の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、適切な就学指導を行い、きめ細かな教育を実施します。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
就学指導	・障がいのある児童生徒及び保護者の意向を尊重しながら、各関係機関との連携により、適切な就学指導を行います。 ・福祉サービスに該当しない、小学校高学年から中学・高校生等の療育の場を検討していきます。	教育課 健康福祉課
特別支援教育	・特別支援学級において、障がいの種類や程度に応じた教育を行います。	教育課
教職員の資質向上	・障がい児教育の専門的な知識について研修を行うなどして、障がい児教育に携わる教職員の資質向上を図ります。	教育課

4. 就労・雇用、経済的自立への支援

(1) 就労の場の拡充と雇用の促進

現状と課題

障がいのある人が自立し、経済的にも安定した生活を営むためには、就労が重要な条件となります。現在、町内には就労継続支援事業所が3か所あり、自立に必要な訓練や作業が行われています。

また、就労継続支援B型については、生活リズムの確保と就労支援のため、事業所の周知と見学に同行しながら、サービス利用を促進しています。

さらに、ハローワークや事業所と連携しながら、就労継続支援A型から一般就労への移行を支援するほか、就労後に企業担当者と連携しながら、利用者の就労継続を支援してきました。

障がいがあってもその人の能力が最大限発揮され、経済的に自立した生活ができるよう、引き続き、障がいのある人の積極的な雇用の促進を図るとともに、職場での理解や障がい特性に応じた働き方への配慮など就労環境の整備を促進していく必要があります。

施策の方向

障がいのある人の雇用の促進する各種助成制度の周知を図り、理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、就職を希望する障がいのある人に対しては、ハローワーク等の機関への紹介等を推進します。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
就労継続支援A型	・就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。	健康福祉課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
就労継続支援B型	・一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。	健康福祉課
障がい者雇用の促進	・企業等の障がい者雇用を促進するため、ハローワークとの連携を図りながら、事業主等への理解と協力を求める取り組みを進めます。また、町単独だけでなく、広域的な雇用の相談・援助を行う体制を検討していきます。	健康福祉課
知的障害者職親委託制度	・知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用促進と職場への定着を高めます。	健康福祉課
生活訓練等給付事業	・視覚障がい者に対して、歩行訓練等、生活訓練を行います。	健康福祉課

(2) 職業能力向上への支援

現状と課題

障がいのある人の就業による自立を進めるためには、職業能力の向上が重要となります。職業能力の向上を支援する制度としては、就労移行支援事業があります。

職業教育や職業訓練等の機会を今後一層増やすとともに、対象となる方に対して事業所の周知を図りながら、職業能力向上への機会を確保していくことが必要です。

施策の方向

障がいによりすぐに就労することが難しい障がいのある人に対して、障がいの種類や程度に応じた職業指導、職業訓練等を実施し、職業能力の向上のための取り組みを進めます。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
就労移行支援	・一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職業開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。	健康福祉課

(3) 経済的支援の充実

現状と課題

障がいのある人の生活を経済的に支援する制度として、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害基礎年金等、国の制度を含めて様々な支援制度を実施しています。

こうした制度の有効な活用を促進するため、障がい者手帳の交付時の説明を充実するなど、各種制度の周知を一層図っていく必要があります。

施策の方向

障がいのある人の生活を支援する各種手当・年金制度等について、各種相談窓口の連携を強化し、必要に応じて各種サービスや制度の周知と利用を図るとともに、専門機関・医療機関等の紹介を行うなど、総合的な相談体制を充実します。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
障がい者手帳の交付	・身体に障がいのある人、知的障がい者と判定された人、精神に障がいのある人に対して、各種障がい者手帳を交付します。これにより、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法、精神保健福祉法がそれぞれに定める各種サービスが受けられます。	健康福祉課
特別障害者手当	・在宅で常時特別の介護が必要な20歳以上の最重度心身障がい者に対して、年4回に分けて手当を支給します。	健康福祉課
障害児福祉手当	・在宅で20歳未満の重度心身障がい児に対して、年4回に分けて手当を支給します。	健康福祉課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
特別児童扶養手当	・精神や身体に障がいのある20歳未満の児童の監護者に対して、年3回に分けて手当を支給します。	健康福祉課
障害基礎年金	・国民年金加入期間内に初診日（障がいの原因となった病気や怪我について、初めて医師の診療を受けた日）のある病気や怪我で、法令により定められた障がい等級表（1級・2級）による障がいの状態にある間に支給します。	健康福祉課
障害厚生年金	・厚生年金加入期間内に初診日のある病気や怪我で障害基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になった場合に、障害基礎年金に上乗せして支給します。障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の場合は、3級の障害厚生年金を支給します。	社会保険事務所

5. 母子保健・健康づくりの充実

(1) 母子保健・健康づくりの充実

現状と課題

乳幼児の発育・発達における異常や疾病を早期に発見するために、健康診査が大きな役割を果たします。先天性の障がいや乳幼児期に現れる障がいは、早期療育につなげていく必要があります。また、障がいについての正しい知識や、疾病等の早期発見の必要性等について啓発し、保護者が気軽に相談できる環境を整備することが必要です。

本町では、妊産婦・乳幼児に対する各種健康指導や相談等を実施し、乳幼児については4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行っています。乳幼児健康診査の受診率の向上を継続して目指していく必要があります。

また、成人になってからの障がいの主要な発生原因のひとつである生活習慣病を早期に発見するためには、健康診査が重要な役割を果たしています。

今後も、住民に対して健康管理に対する意識の啓発を推進するとともに、各種健診の受診を一層促進していく必要があります。

施策の方向

乳幼児健康診査、各種相談・訪問事業を充実し、障がいの予防と異常等の早期発見に努めます。

また、成人に対しては各種健診・健康教育・健康相談等を関係機関との連携をもとに実施し、障がいの軽減・治療を効果的に行います。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
乳幼児健康診査	・発達確認のため、乳児（4か月児、10か月児）・1歳6か月児・3歳児健診を実施します。	健康福祉課
妊婦健康診査	・年14回、妊婦を対象に実施します。	健康福祉課
妊産婦訪問指導	・健康診査の結果や妊婦健康相談などにより保健指導が必要と認められた人に対して随時訪問指導を行います。	健康福祉課
産前教室	・妊婦とその家族に対し、妊娠・出産・産後を通しての不安、悩みに助産師が具体的に対応します。	健康福祉課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
子育て支援教室	・乳幼児の健やかな成長を願って、親子のふれあいの場や、育児に関する情報交換の場として、子育て広場を開催しています。	健康福祉課
子育てカウンセリング	・子どもの成長発達や育児についての悩み、心配事の相談に臨床心理士が応じます。	健康福祉課
こんにちは赤ちゃん事業	・母子の健全育成、母親の育児支援、日常生活の指導、育児不安の解消を行います。第1子は保健師が訪問します。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問	・子育て支援に関する情報提供や教育環境の把握のため、保健師、助産師、保育士などが訪問します。	健康福祉課
養育支援訪問	・保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行うため保健師などが訪問します。	健康福祉課
各種予防接種事業	・乳幼児・児童を対象に、ポリオ・BCGなど、各種予防接種を実施します。	健康福祉課
成人健康診査	・生活習慣病等の早期発見のため、特定健診・がん検診等を実施します。	健康福祉課
健康教育	・健康づくりをテーマにして集団教室や個別教育を実施します。	健康福祉課
健康相談	・町内各字にある集会所等で、保健師・看護師が血圧測定や検尿、身体計測を行い、生活習慣病等の健康に関する相談に応じます。	健康福祉課
訪問指導	・本人及び家族等に対して保健師が自宅を訪ね、相談に応じます。	健康福祉課
地区組織活動	・住民が健康に関心、興味を持ち生活習慣病予防を実施できるよう地区単位で健康に関心を持つ人を増やすための活動を実施します。	健康福祉課

(2) 医療サービスの充実

現状と課題

障がいのある人に対する医療については、医療費の経済的負担を軽減するために、各種助成制度があります。

こうした経済的支援制度について、関係機関と連携し、制度の周知を行いながら、必要な方が漏れなく利用できるよう支援を図ることが必要です。

施策の方向

障がいのある人の医療を経済的に支援する各種助成制度について、内容を充実するとともに、制度の一層の周知と利用の促進に努めます。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
自立支援医療（育成医療）の給付	・障がいのある子ども等の障がいの除去や軽減に必要な医療費を給付します。	健康福祉課
自立支援医療（更生医療）の給付	・身体に障がいのある人が、身体の機能の回復を図るために必要な医療費を給付します。	健康福祉課
自立支援医療（精神通院）の給付	・精神疾患の治療のために通院が必要な人に対し医療費自己負担分の一部を助成します。	健康福祉課
重度心身障害者医療費助成制度	・身体障がい者手帳の等級が1から5級までの人、または療育手帳の所持者に対し、医療費保険適用分の全額を助成します。	健康福祉課
重度心身障害者老人特別医療費助成制度	・重度心身障害者医療費助成対象者のうち、65歳以上の人に対し、医療費保険適用分の全額を助成します。	健康福祉課
通院交通費の助成	・腎臓機能に障がいのある人が、通院で人工透析を受けた場合、交通費を補助します。	健康福祉課

6. 社会参加の促進と安心して暮らせる環境づくり

(1) 交流機会の拡充と交流の促進

現状と課題

すべて人と人との交流は、生きる喜びにつながる大切なものです。しかし、障がいのある人が障がいのない人と、あるいは障がいのある人相互に交流する機会は、現状ではまだ少ないといえます。また、障がいのない人にとっても、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくために、実際に障がいのある人と地域で交流する機会をもつことが必要です。

現在、本町ではスポーツ・レクリエーション教室などの様々な教室・講座を開催していますが、障がいのある人の参加を今後一層促進し、様々な場面でより多くの人と交流できる機会を拡充していく必要があります。

施策の方向

障がいのある人が地域で交流する機会を拡充します。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
社会参加促進事業	・移動支援、手話通訳者・要約筆記者の派遣、歩行訓練・生活訓練などにより、障がいのある人の社会参加を支援します。	健康福祉課 社会福祉協議会
ボランティアの育成	・障がいのある人の社会参加活動の支援者としてのボランティアの育成を行い、ボランティアや地域住民との交流やふれあいを通して社会参加を推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会

(2) 安全に移動できる交通の確保

現状と課題

障がいのある人が医療機関への通院や買い物等を目的として円滑にかつ安全に外出するためには、交通機関の利用しやすさが必要です。

町では、自動車運転免許取得に対する助成のほか、鉄道運賃等の割引を行っていますが、各種制度について一層の周知を図り利用を促進する必要があります。

施策の方向

障がいのある人の日常的な外出・移動を支援するため、自動車運転免許取得に対する助成や鉄道運賃等の割引等の各種支援制度について、広報紙等や新規手帳取得者へ制度の周知を行うなど、利用促進を図るとともに、障がい者手帳の確認や期限の設定など、制度の適切な運用に努めます。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
自動車操作訓練事業・改造助成事業	・身体障がい者が普通自動車運転免許を取得した場合、必要な経費の一部を補助します。また、重度の身体障がい者が就労等のため自身で運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を補助します。	健康福祉課
有料道路の通行料金の割引	・身体障がい者本人または介護者が自動車を運転して有料道路を利用する場合、通行料金が割引されます。	健康福祉課
三重交通バスの旅客運賃割引	・身体障がい者、知的障がい者及びその介護者に対し、三重交通バスの運賃の割引を実施します。	
J R・近鉄の旅客運賃割引	・身体障がい者、知的障がい者及びその介護者に対し、J R各社・近鉄の運賃の割引を実施します。	
航空運賃の割引	・満 12 歳以上の身体障がい者、知的障がい者及びその介護者が定期航空路線の国内線全区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引されます。	

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
駐車禁止区域の 駐車	・公安委員会から駐車禁止除外指定車証の交付を受け、現に障がい者自身が使用中の場合に限り、駐車禁止（法定禁止を除く）の場所に駐車することができます。	
重度障害者タクシー料金助成事業	・重度の障がい者等に対し、タクシーの利用料の一部を助成します。	健康福祉課

（３）バリアフリーの推進

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、生活の基盤となる居住環境や、外出先で利用する公共施設等において、十分なバリアフリー化が施されていることが重要です。

近年では新築住宅のバリアフリー化は進んでいますが、既存の住宅の改修についてはあまり進んでいません。改修にかかる経済的負担がその一因と思われます。日常生活用具支援事業による住宅改修の助成制度について、住民に広く周知し、利用を促進することが必要です。

また、公共施設や園舎・校舎等について、障がい者（児）が安全に利用できるように、これまでもバリアフリー化に取り組んできましたが、今後も改築や新築に際して建物のバリアフリー化を中心とした整備を進めていく必要があります。

施策の方向

住宅改造補助金について、広報紙やホームページ等により制度の周知を図り、バリアフリー化を促進します。また、公共施設や福祉施設、園舎や校舎等について、建物のバリアフリー化を推進します。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
住宅改修（日常生活用具）	・在宅の介護を必要とする心身障がい者の住宅改造に要する費用の一部を助成します。	健康福祉課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
公共施設のバリアフリー化	・既存の公共施設については計画的な整備を行い、改築・増築や新築に際してはバリアフリー化を推進します。	各担当課
おもいやり駐車場	・障がい者や要介護高齢者、難病患者、妊産婦の方などで、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。	健康福祉課

(4) 防災対策・感染症対策の推進

現状と課題

火災や震災等の自然災害が起きた場合、障がいのある人が自身の安全を確保するためには様々な困難が伴います。障がいのある人の安否確認や避難・救済が速やかに漏れなく行われるよう、地域における災害時の支援体制を確立することが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、障がい福祉サービス事業者等と連携し、「新たな生活様式」の普及や感染症対策についての周知・啓発を実施するとともに、関係機関と連携し、感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ把握・整備し、感染症発生時の支援体制を構築する必要があります。

施策の方向

災害時における障がいのある人の安全確保のため、地域で災害時要援護者台帳を活用した支援体制の確立を図ります。また、障がい福祉サービス等事業者と連携し、新型コロナウイルス等感染症対策を推進します。

主な取り組み

施策・事業	施策・事業の内容	担当課等
災害時要援護者に対する支援体制の構築	・災害時において、ボランティア等の福祉救援を円滑に進められるよう、災害時における支援体制の構築を図ります。障がい者やひとり暮らし高齢者等、普段の生活の中で周りからの支援を必要とする人が、災害時等に地域の支援を受けられるように、災害時要援護者台帳に登録します。	総務課 健康福祉課
新型コロナウイルス等感染症対策	・障がい福祉サービス等事業者と連携し、日頃から感染症予防の徹底、周知啓発、感染症対策に必要な物資の備蓄等に努めます。	健康福祉課

第5章 計画の推進に向けて

1. 地域での支援体制の整備

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、障がいという個性が活かされる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図ります。

2. 全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・産業等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

3. 新しい生活様式の実践

新型コロナウイルス感染症の影響が中長期的に及ぶことが予想される中、本計画での施策・事業を推進する際には、「新たな生活様式」に対応した取り組みを進めます。

4. 計画の点検及び評価

本計画を推進していく上では、PDCAサイクルに基づき、本計画に掲げた施策の点検及び評価を行い、必要がある場合には計画の変更及び事業の見直し等を行います。

資料編

1. 計画策定について

計画策定会議（多気町地域自立支援協議会）委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	中西 利子	多気町民生・児童委員協議会会長 主任児童民生委員	
2	伊藤 健一	多気町民生・児童委員協議会副会長	
3	山岡 孝弘	多気町身体障害者福社会長	
4	中井 和美	だんねの会 代表	
5	小田 孝司	風の丘 理事長	
6	戸野 和雄	聖愛園 施設長	
7	山口 新一	多気町社会福祉協議会会長	
8	北山 友和	多気相談支援センター 相談支援員	
9	伊藤 智巳	多気町副町長	
10	上山 善也	多気町教育委員会教育課長	
11	森本 直美	多気町健康福祉課長	
事務局	中出 真史	多気町健康福祉課	
	中矢 絵美子	多気町健康福祉課	

2. 用語解説

用語	内容
あ 行	
アセスメント	一般的には環境分野において使用される用語。福祉の分野では第1段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続き。
移動支援	地域生活支援事業のひとつ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
一般就労	障がい者の就労の種類のひとつ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
学習障がい	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障がい。
居宅介護（ホームヘルプサービス）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービス。
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居または近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性にあわせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
さ 行	
肢体不自由	身体障がいのひとつで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。

用語	内容
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障がい福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。
就労継続支援（A・B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。雇用型（A型）と非雇用型（B型）がある。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障がい児福祉計画	児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
障がい者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障がい者週間	「障がい者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。

用語	内容
身体障がい者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する障がい福祉サービス。
精神障がい者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業のひとつ。障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業のひとつ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
た 行	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障がい福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障がい福祉サービス。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別障害者手当	寝たきりなど常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。

用語	内容
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
ピアカウンセリング	障がい者自らの体験に基づいて、同じ仲間であるほかの障がい者の相談・支援に応じ、問題の解決を図ることをいう。ピア＝仲間の意味。
PDCA（ピーディーシーイー）サイクル	施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：改善に向けた行動）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援。
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
ら 行	
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障がい福祉サービス。

多気町障がい者福祉プラン
第3次多気町障がい者福祉計画

【令和3年度～令和8年度】

発行年月：令和3年3月

発行：多気町

編集：多気町健康福祉課

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1600

電話 0598-38-1114 FAX 0598-38-1140